

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

国民健康保険税の減免制度

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、国民健康保険税の減免を受けることができます。

対象となる方

以下①②のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、以下アイウのいずれにも該当する世帯
ア 事業収入等のいずれか（保険金等で補てんされるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の30%以上減少
イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下
ウ アに該当する事業以外の前年の所得の合計額が400万円以下

減免する税額

- ・ 対象になる方の①に該当する世帯は、全部免除
- ・ 対象になる方の②に該当する世帯は、申請の内容により免除額が異なりますので、担当より後日連絡となります。

申請手続等

- ・ 減免を受けるには、申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、事業収入等の状況が分かる資料を提出していただきます。

(注) 偽りの申請その他不正行為が発見された場合は、減免を受けることができません。

お問い合わせ

- ・ 減免制度について不明な場合は、下記にお問い合わせください。

川南町役場 税務課 課税係 0983-27-8003

川南町 税務課 課税係